（給油取扱所の基準）

第 14　給油取扱所の基準は、次のとおりとする。

1　給油取扱所の定義等

(1)　政令第3条第1号の「自動車等」の中には、自動車、航空機、船舶及び鉄道又は軌道によって運行する車両のほか、可搬形発電設備、除雪機、農機具類等動力源として危険物を消費する燃料タンクを内蔵するものすべてが含まれる。［R5.3.30　4消規第236号］

(2)　政令第17条第1項第7号により、給油取扱所には、原則、地盤面下に埋設して設ける場合を除き、危険物を取り扱うタンクを設けないことと規定されているため、廃油タンク等を油庫等に設置することはできない。＊

(3)　固定注油設備から容量4,000L以下の移動貯蔵タンク等への注油行為は、政令第27条第6項第4号ハ、ホ及びヘに規定するところにより行うものとする。

(4)　給油取扱所においては、廃油タンクから指定数量以上の廃油の抜取りを行うことができる。［S62.5.1　62消導第65号］

(5)　次の行為は、1日の取扱量が指定数量未満の場合に限り認められる。

ア　固定給油設備を用いて軽油を適正な容器等に詰め替えること。ただし、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所においては、顧客が行うことはできない。＊

イ　危険物を容器入りのままで販売すること。［S62.5.1　62消導第65号］

(6)　給油取扱所において、次の行為は行うことができない。

ア　顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所で、固定給油設備を用いて、顧客がガソリン及び軽油を容器に詰め替えること。［H10.3.20　10消導第62号］

イ　エタノール3％含有ガソリン（E3）、バイオディーゼル5％含有軽油（B5）等を製造すること。［H20.3.31　19消導第239号］

ウ　固定給油設備でガソリンを移動貯蔵タンク等に注入すること。（タンクの容量には関係なし。）［H2.11.28　2消導第166号の2］

(7)　屋外において物品の販売等を行う場合

「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」（令和2年4月8日付け2消規第95号）によること。

2　屋外の営業用給油取扱所

屋外給油取扱所の基準は、次のとおりとする。

(1)　危険物の取扱量

給油取扱所における危険物の取扱量は、地下専用タンク、簡易貯蔵タンク、廃油タンク等、混合燃料油調合器、オイル販売機のオイルタンク、油庫、発電設備及び当該給油取扱所の暖房用燃料タンク（家庭用ストーブ程度の燃料タンクを燃焼機器に内蔵したものを除く。）に収納された危険物の総量をもってその取扱量とする。

［S62.5.1　62 消導第 65 号］＊

(2)　給油空地

政令第 17 条第 1 項第 2 号に規定する「給油空地」は、次によること。（第 14-1 図）＜S43.4.3　消防予第 94 号質疑、S45.5.4　消防予第 81 号質疑＞［H18.11.16 18 消導第 174 号］

ア　給油空地は、自動車等が主に出入りする道路に接するように設けるとともに、当該部分には間口 10m 奥行き 6m 以上の空地が確保できること。また、自動車等が出入りする部分から固定給油設備に至る車両の動線も含めて給油空地とすること。

イ　自動車が道路から乗り入れる部分の幅員は、原則として 10m 以上確保すること。ただし、ガードレール等がある場合で 5m 以上のものを 2 箇所以上確保する場合は、この限りでない。

ウ　車両が安全かつ円滑に通行するために、すれ違い時の車両間の十分な間隔が確保されていること。

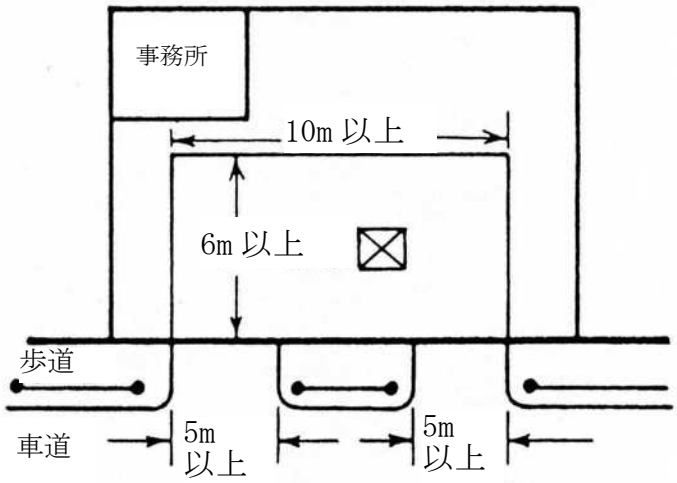

第 14-1 図　給油空地への乗入れ例

(3)　注油空地

政令第 17 条第 1 項第 3 号に規定する「注油空地」は、給油空地以外の場所に設けることとし、車両に固定されたタンクへの危険物の注入又は容器への小分け等事業所の取扱作業の実態に応じた大きさとすること。（第 14-2 図）　［H1.3.15　元消導第 39 号の 2、H1.5.30　元消導第 79 号の 2、H18.11.16　18 消導第 174 号］

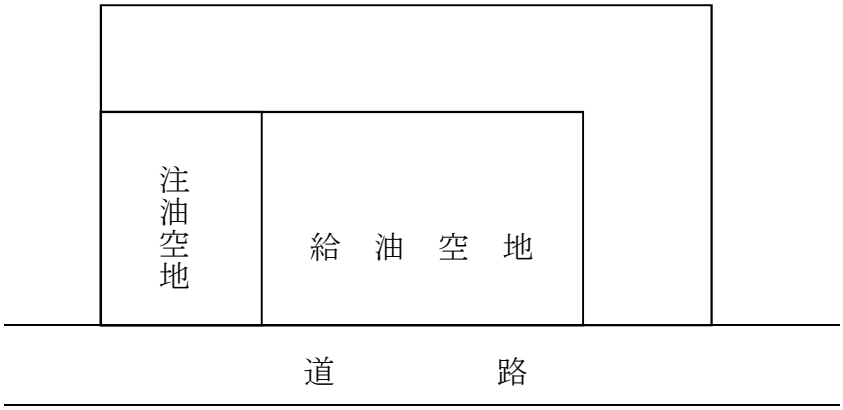

第 14-2 図　給油空地と注油空地の配置例

(4)　滞留・流出防止措置

政令第 17 条第 1 項第 5 号に定める構造は、次のとおりとする。[H18.11.16　18 消導第 174 号]

ア　可燃性蒸気の滞留防止措置

排出設備等の設備を設けてこれを運転することによるのではなく、空地の地盤面を周囲より高くし、傾斜を設けることにより、当該空地からこれら空地に近い道路側等へ可燃性蒸気が排出されるものであること。

イ　漏れた危険物の滞留防止措置

いずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、漏えいした危険物が空地内に滞留せず、いずれかの貯留設備に収容されること。

ウ　貯留設備からの流出防止措置

漏れた危険物が水溶性、非水溶性であるかにかかわらず、告示第 4 条の 51 に定める数量を貯留し、外部に流出しないこと。

(5)　可燃性蒸気が滞留しない構造等

以下の構造は、政令第 17 条第 1 項第 5 号の要件に適合するものとする。

ア　給油空地及び注油空地を周囲の地盤面より高くするとともに、その表面に 1/100 以上の傾斜をつける。＊

イ　給油空地及び注油空地に漏れた危険物その他液体が当該空地以外の部分に流出しないように排水溝及び第 14-3 図の例により油分離装置を設ける。この場合、油分離装置の危険物を貯留できる容量は、第 14-4 図によること。[H18.11.16　18 消導第 184 号]

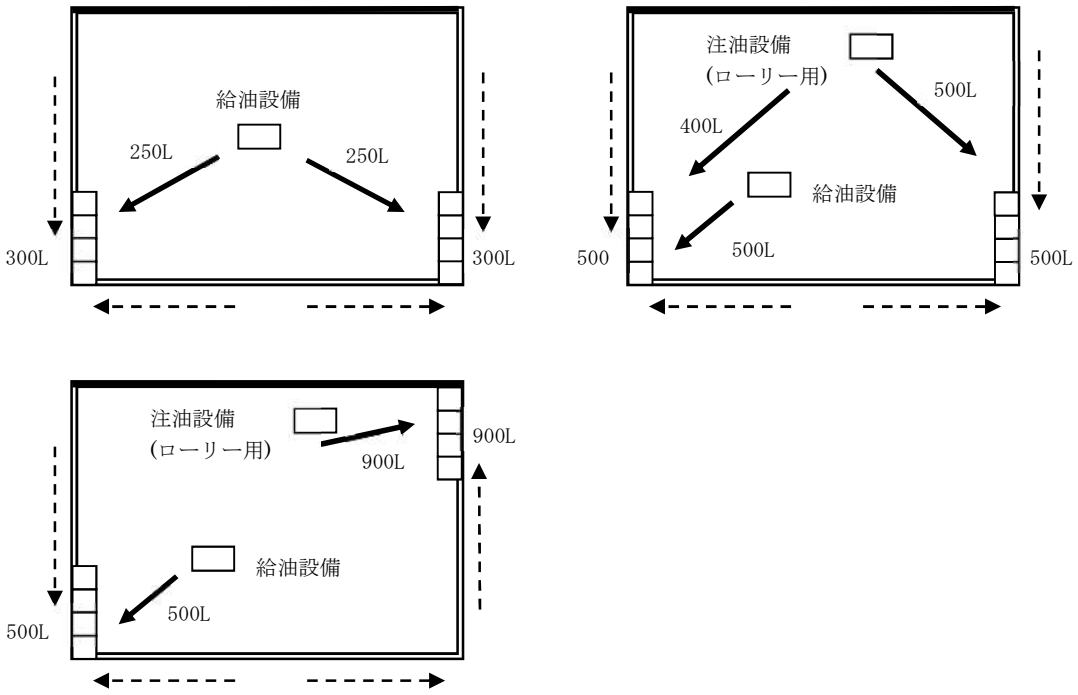

第 14-3 図 油分離装置の設置例［H18.11.16　18 消導第 184 号］

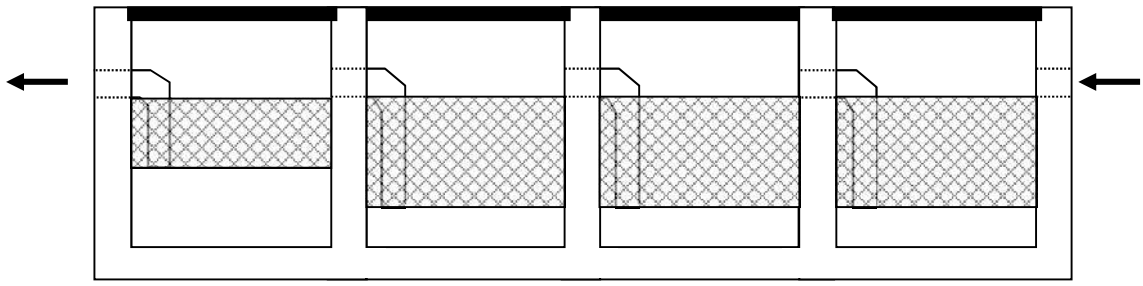

(網掛けの部分が貯留できる部分)

第 14-4 図　油分離装置の危険物を貯留できる部分

(6)　専用タンク及び廃油タンク等

政令第 17 条第 1 項第 7 号に規定する「専用タンク及び廃油タンク等」は、第 10(地下タンク貯蔵所の基準)の例によるほか、次によること。

ア　専用タンク及び廃油タンク等は、給油取扱所の敷地内に設置すること。＊

イ　専用タンク及びボイラー等に直接接続するタンクの注入口については、次によること。

(ア)　注入口は、原則として専用タンクの直上部以外の場所に設けた注入口(以下「遠方注入口」という。)とし、給油取扱所の敷地内に設けること。＊

(イ)　遠方注入口は、火気使用場所から直近距離で 5m 以上確保すること。ただし、防火上安全な措置を講じた場合にあってはこの限りでない。＊

（ウ） 遠方注入口は、不燃材料で造った箱の中に納めるか、又は注入口の直下にためますを設けること。＊

（エ） 1 箇所に 2 以上の遠方注入口を設ける場合は、注入口ごとにその取り扱う危険物の品目を、見やすい方法で表示すること。＊

ウ 廃油タンク等の注入口等は次によること。

（ア） 注入口は、不燃材料で造った箱に納めるか又はバケット及び弁を設けること。ただし、バケットを設けない場合は、注入口の直下にためますを設けること。＊

（イ） 注入口は、整備室内に設けることができる。＊

（ウ） 当該タンクの吸上口は、移動タンク貯蔵所の吸油ホースを緊結できる構造とすること。＊

(7) 固定給油設備等

ア 政令第 17 条第 1 項第 10 号に規定する「固定給油設備及び固定注油設備(以下「固定給油設備等」という。)の構造」は、次によること。

なお、危険物保安技術協会（KHK）による「固定給・注油設備」の型式試験確認済証又は「ベーパーバリア確認済証」が貼付された固定給油設備等を設置する場合にあっては、それぞれ型式試験において確認された部分の技術上の基準に適合しているものと判断できること。[S.63.7.8 63 消導第 83 号の 2]

（ア） 配管の構造

固定給油設備等の内部のポンプ吐出配管部にはポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に配管内の圧力を自動的に降下させる装置が設けられていること。ただし、固定給油設備等の外部の配管部に配管内の圧力上昇時に危険物を自動的に地下タンク等に戻すことのできる装置を設ける場合にあってはこの限りでない。

なお、配管とは、固定給油設備等本体の内部配管であって、ポンプ吐出部から給油ホース又は注油ホース(以下「給油ホース等」という。)の接続口までの送油管のうち、弁及び計量器等を除く固定された送油管部をいうものである。また、漏えいその他の異常の有無を確認する水圧試験には、水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含むものであること。[H5.10.8 5 消導第 135 号の 2]

（イ） 給油ホース等及びその先端に設ける弁の構造 [H5.10.8 5 消導第 135 号の 2]

a 給油ホース等は、過度の引張力が加わったときに離脱する安全継手又は給油若しくは注油を自動的に停止する装置を設ける等、危険物の漏えいを防止する機能をもったものであること。

この場合、安全継手は 2,000N 以下の荷重によって離脱するものであること。

b　給油ホース等及び給油ホース等の先端ノズル部に蓄積される静電気を有効に除去するため、先端に設ける弁から固定給油設備等の本体の外部工事接地端子までの抵抗値は 1,000Ω未満であること。

c　地上式の固定給油設備等に設ける給油ホース等の長さは、固定給油設備等の給油ホース等取出口の外装面から弁を設けたノズルの最先端までの距離をいうものである。

なお、固定給油設備等の形態別による給油ホース等の長さを、第 14-5 図及び第 14-6 図に示す。

d　車両に固定されたタンクに注入する用に供する固定注油設備の注油ホースには、注入管が設けられているとともに、直近には専ら車両に固定されたタンクに注入する用に供するものである旨の表示を行うこと。

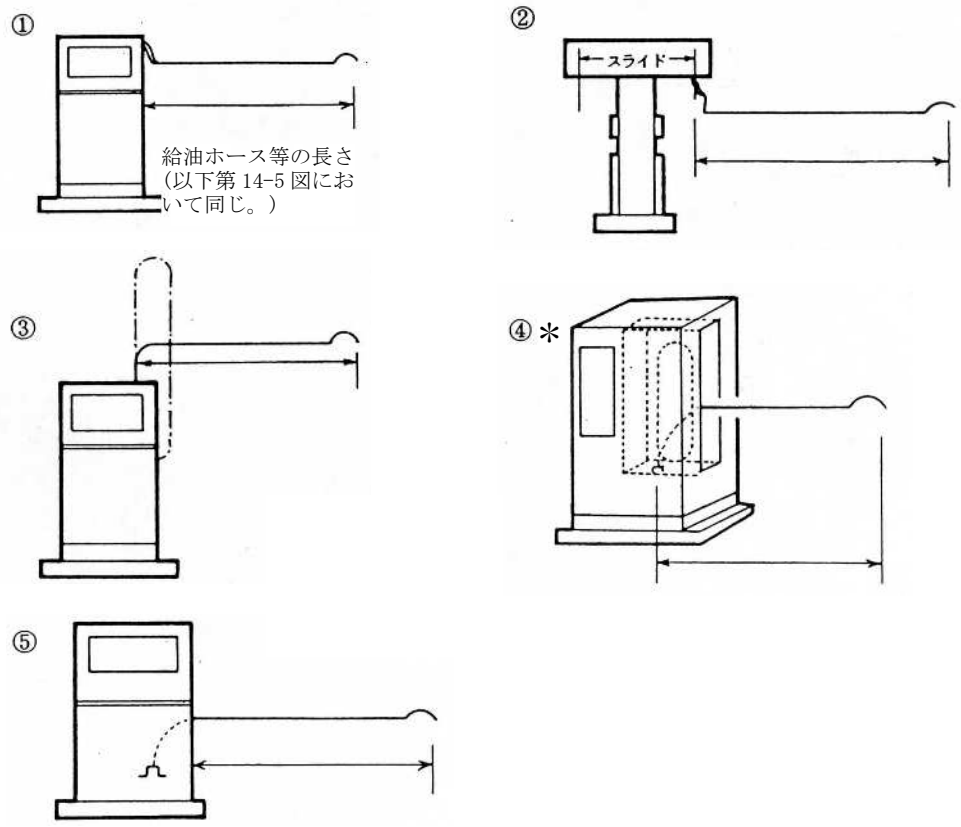

第 14-5 図　地上式の固定給油設備等の給油ホース等の長さ

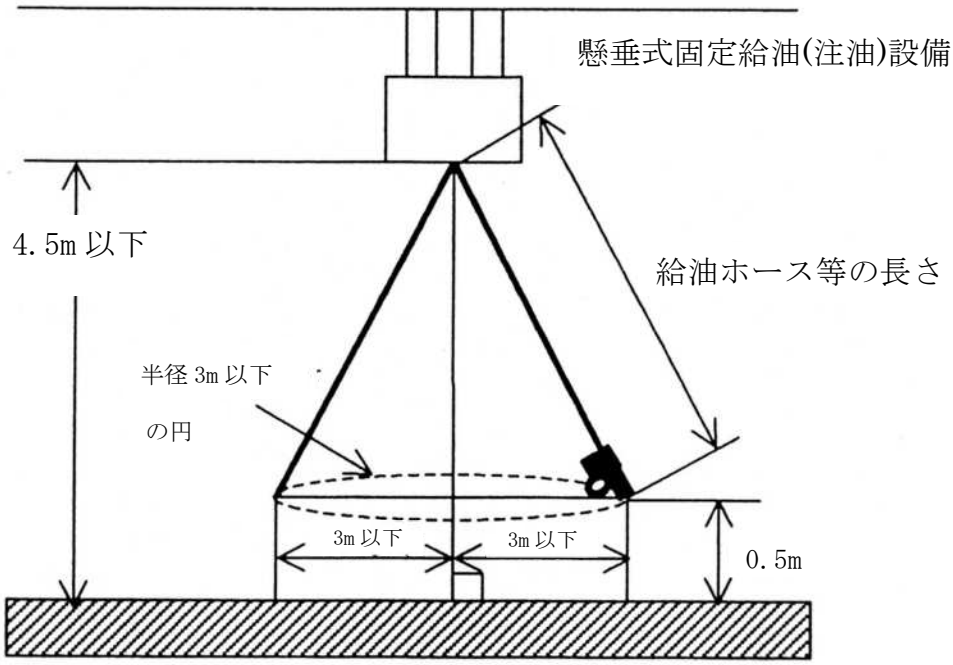

第 14-6 図　懸垂式の固定給油設備等の給油ホース等の長さ＊

（ウ）　車両に固定されたタンクに注入する用に供する固定給油設備等

省令第 25 条の 2 第 2 号への「固定給油設備及び固定注油設備」は、次に掲げる構造のものとすること。[H5.10.8　5 消導第 135 号の 2]

a　タンク容量に相当する液面以上の危険物の過剰な注入を自動的に停止できる構造のもの、若しくは 1 回の連続した注入量が設定量(タンク容量から注入開始時における危険物の残量を減じた量以下の量であって、2,000L を超えない量であること。)以下に制限されるもの等注入時の危険物のあふれを防止する機能を有するものであること。

b　上部から注入する用にのみ供する注油ホースの直近に、専ら車両に固定されたタンクに注入する用に供するものである旨の表示がされたものであること。

（エ）　難燃性の外装材料

省令第 25 条の 2 第 4 号に規定する「難燃性を有する外装材料」は、準不燃材料及び JIS K 7201「酸素指数による燃焼性の試験方法」により試験を行い、酸素指数が 26 以上となる高分子材料をいうものであること。ただし、油量表示部等機能上透視性を必要とする必要最小限度のものについてはこの限りでない。[H5.10.8　5 消導第 135 号の 2]

（オ）　可燃性蒸気が流入しない構造

省令第 25 条の 2 第 5 号に規定する「可燃性蒸気が流入しない構造」につい

ては、「可燃性蒸気流入防止構造等の基準」（平成 13 年 4 月 24 日付け 13 消導第 90 号の 2）によること。なお、危険物保安技術協会（KHK）により評価された設備については、当該基準に適合するものとして差し支えない。＊

イ　政令第 17 条第 1 項第 11 号の規定による「表示」は、固定給油設備等の本体(懸垂式のものにあっては、給油ホース設備の本体ケース)又は給油管、若しくは注油管自体(ノズルの部分又はノズル直近の位置)に表示すること。

表示方法は、ガソリン又は軽油と表示すること。なお、レギュラー、ハイオク等の表示でも差し支えない。[S62.5.1　62 消導第 65 号]

ウ　政令第 17 条第 1 項第 12 号及び第 13 号に規定する「固定給油設備等と道路境界線等との間隔」は、固定給油設備等の中心点からの距離によるものであること。（第 14-7 図）[S62.5.1　62 消導第 65 号]

また、「建築物の壁に開口部がない場合」とは、固定給油設備等の中心点から 2m の範囲内に開口部（はめごろし戸も含む。）がない場合をいう。ただし、注油管の取り付け部がスライドするものにあっては、そのスライドするすべての地点から 2m の範囲内に開口部(はめごろし戸も含む。)がない場合をいう。<S45.4.4 消防予第 60 号質疑>

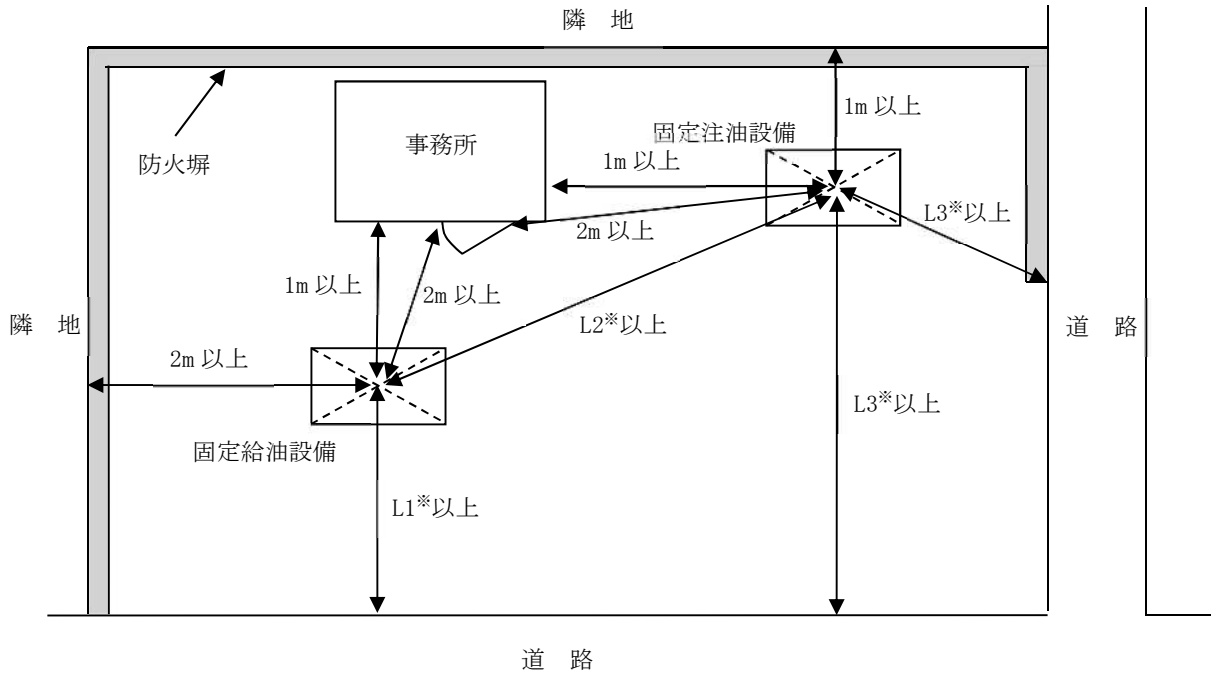

※L1・・・固定給油設備のホース長に応じた距離(政令第 17 条第 1 項第 12 号イ)
※L2・・・固定給油設備のホース長に応じた距離(政令第 17 条第 1 項第 13 号イ)
※L3・・・固定注油設備のホース長に応じた距離(政令第 17 条第 1 項第 13 号ロ)

第 14-7 図　固定給油設備等の離隔距離の例

エ　固定注油設備は、固定給油設備と同一のアイランド上に設けないこと。[S62.8.7　62 消導第 97 号の 2]

オ　１の地上式固定給油設備の内部に複数のポンプ機器を設け、そのうちの一つを懸垂式ホース機器と配管で結ぶ形態のものは、固定注油設備として認められないものであること。[H4.3.3　4 消導第 38 号の 2]

カ　政令第 17 条第 1 項第 15 号に規定する「危険物の移送を緊急に止めることができる装置」としてポンプ機器を停止する装置を用いる場合は、次によること。

(ア)　ポンプ機器の停止装置は給油取扱所の販売室の出入口その他給油中容易に操作ができる位置に設けること。＊

(イ)　ポンプ機器の停止装置の直近に「緊急停止装置」等の表示をすること。＊

(8)　自動移送システム

複数の専用タンク相互の液面レベルを均一化するための液面計、コントロールユニット、ポンプ等からなる自動移送システムを設置する場合は、防爆型モーター、防爆型自動弁等を使用し、当該システムが引火源とならない措置が講じられていること。

なお、既設に限り専用タンクの注入管内に難燃性チューブ(接地導線入り)を挿入したものを移送配管として用いることができるものとする。[H4.3.3　4 消導第 38 号の 2]

(9)　建築物の用途等

政令第 17 条第 1 項第 16 号の規定による「建築物の用途」は、次によること。(第 14-8 図)

ア　省令第 25 条の 4 第 1 項第 6 号に掲げる用途については、施行令第 1 条の 2 第 2 項後段の規定により同号に掲げるいずれかの用途に機能的に従属すると認められるものを含むものであること。なお、施行令第 1 条の 2 第 2 項後段の規定による機能的な従属に係る運用については、「令別表第 1 に掲げる防火対象物の取り扱いについて」(昭和 50 年 6 月 5 日付け 50 消導第 55 号の 2) 1・(1)によること。[R6.3.25　5 消規第 251 号]

イ　便所は、省令第 25 条の 4 第 1 項第 2 号の用途とする。[H1.5.30　元消導第 79 号の 2]

ウ　下記の用途は、省令第 25 条の 4 第 1 項第 1 号の用途とする。[H1.5.30　元消導第 79 号の 2]

(ア)　ポンプ室

(イ)　油庫

(ウ)　コンプレッサー室

(エ)　給油又は注油のための作業場と一体の建築物内に設けられた自動車等の点検・整備を行う作業場（壁等で区画されたものを除く。）

エ　給油取扱所の係員以外の者が出入りする建築物の部分で 300 ㎡の面積制限の

対象となる用途のうち、給油取扱所の係員のみが出入りする床又は壁で区画された部分(例えば更衣室、休憩室、倉庫)は 300 ㎡の面積制限の対象から除くものとする。＊

オ　自動車等の点検・整備を行う作業場において、係員が顧客に対し作業内容等を説明するため係員が同伴する顧客の作業場への一時的な出入りは、顧客が係員の監視下に常時おかれた状態であるので、当該顧客を係員と見なし、300 ㎡の面積制限の対象から除くものとする。この場合、顧客に対する安全上必要な注意事項を自動車等の点検・整備を行う作業場に掲示すること。[H13.12.4　13 消導第 220 号の 2]

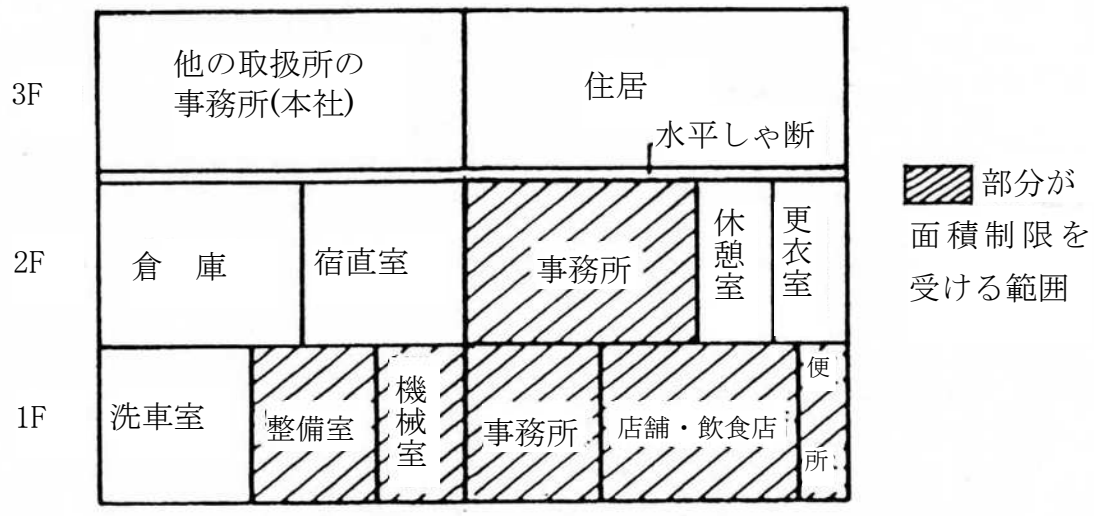

第 14-8 図　建築物の面積制限の適用範囲

カ　面積の算定は、壁等で区画された部分を対象として算入する。[S62.5.1　62 消導第 65 号]

キ　政令第 17 条第 1 項第 16 号の規定により給油取扱所に設ける建築物については、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理等を徹底すること。なお、当該建築物が施行令第 1 条の 2 第 3 項に規定する防火対象物に該当するときは、法に基づき防火管理者の選任等が必要であること。[R6.3.25　5 消規第 251 号]

ク　立体駐車場、ラック式ドラム缶置き場、大規模な広告物等の工作物は設けることができない。[S62.5.1　62 消導第 65 号]

ケ　コインランドリー及び事務所において使用する燃料を貯蔵する LPG バルク貯槽（容量が 1 トン未満で圧縮機及び充てん用ポンプを設けないものに限る。）を敷地内に設置する場合は次によること。＜H10.10.13　消防危第 90 号＞

（ア） LPG バルク貯槽及び附属設備（以下「LPG バルク貯槽等」という。）は、給油空地以外に設置すること。

（イ） LPG バルク貯槽は、地下に設置すること。ただし、地下タンク注入口から 8 メートル以上の離隔距離を確保できる場合には、地上に設置することができる。

（ウ） LPG バルク貯槽等へ自動車等の衝突防止措置を講じること。

（エ） LPG バルク貯槽等に係るガス配管は、(ア)によるほか自動車等が衝突するおそれのない場所に設置すること。

（オ） LPG タンクローリーの停車位置は、(ア)、(イ)（ただし書き以降）によることとし、その場所を明示すること。

（カ） 予防規程の中に LPG タンクローリーからの受入中の安全対策について定めること。

(10) 建築物の構造

政令第 17 条第 1 項第 17 号の規定による「建築物」は、次によること。

ア 内部構造

各室の防火区画、間仕切壁及び仕上げ材は、次によること。（第 14-9 図）

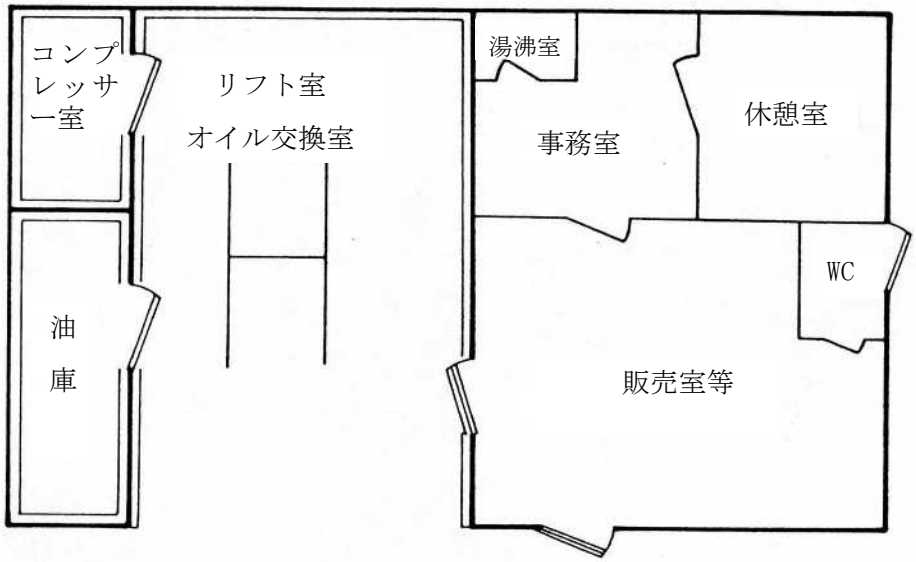

耐火又は不燃構造の部屋

防火設備

可燃性蒸気が流入しない構造とした防火設備
（自動ドアとする場合は、停電時も適正に自動閉鎖すること。）

内装を不燃とする部分

第 14-9 図　建築物の内部構造

（ア） 第 14-9 図において、凡例以外の部分の内装材は、難燃材料を用いること。
ただし、幅木、回り縁並びに浴室又はシャワー室の天井については、この限りでない。また、宿直室又は休憩室等の床を畳み敷とする場合についても同様とする。＊

（イ） 販売室等にカーテンやじゅうたん等を使用する場合は、防炎性能を有するものを用いること。＊

（ウ） 所有者、管理者、占有者の住居を設ける場合、住居内の内装等についての制約はないものとする。＊

（エ） 給油取扱所の建築物の壁のうち、次のａ又はｂの間仕切壁については、難燃材料の使用を認めて差し支えないものであること。
［H9.4.9　9 消導第 76 号の 2］
ａ　危険物を取り扱う部分と耐火構造若しくは不燃材料の壁又は随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁
ｂ　危険物を取り扱わない建築物に設ける間仕切壁

イ　上屋等の構造
上屋を設ける場合は、次によること。

（ア） 上屋及び建築物のひさし等の水平投影面積の合計は給油取扱所の敷地面積から事務所等の建築物の 1 階の床面積を除いた面積の 1/3 以下（火災予防上安全と認められるものは 2／3 以下。）であること。なお、その計算方法は、次の 3「屋内の営業用給油取扱所の基準」・(3)によること。［R3.7.29　3 消規第 128 号］

（イ） 支柱は、自動車等の給油又は出入りに支障のない位置であること。＊

（ウ） 上屋は、地震力及び風圧力による影響を考慮して安全上支障のない構造であること。＊

（エ） 事務所、店舗及び飲食店その他火気を使用する室の給油取扱所の空地に面する建築物の、1 階部分及び上屋が建築物に 1m 以内に接近する場合の当該上屋下方にある部分の窓は、網入りガラスを用いたはめごろし式とすること。ただし、建築基準法の規定に基づく排煙のための上部に設ける必要最小限度の開口部の他、ドライブスルー等で商品等を受け渡す最小限度の開口部は、はめごろし式以外のものとすることができる。
なお、屋外給油取扱所にあっては、網入りガラスに代えて次のａ及びｂに適合するガラス（以下「強化飛散防止ガラス」という。）を使用することができる。
［H20.7.2　20 消導第 93 号、H20.7.2　20 消導第 94 号］＊
ａ　JIS R 3206 に定める強化ガラスであること。

b　ガラス内面から飛散防止フィルムを貼る等の飛散防止措置を施すこと。

(オ)　上屋に採光等のためにガラスを使用することについては、当該ガラスが次の a から d までのすべてに適合している場合に限り、認めて差し支えないものであること。**(特例)**［H13.7.2　13 消導第 133 号の 2］

a　地震による震動等により容易に破損・落下しないように、ガラス取り付け部が耐震性を有していること。

b　火災時に発生する熱等により容易に破損しないよう、網入りガラス又は強化飛散防止ガラスを使用していること。

c　万一破損した場合においても、避難及び消防活動の観点から安全上支障がないよう、飛散防止措置をしていること。

d　ガラスの使用する範囲については、破損により開口が生じた場合においても、周囲の状況から判断し、延焼防止に支障ないものであること。

(11)　政令第 17 条第 1 項第 18 号に規定する「漏れた可燃性蒸気が、その内部に流入しない構造」として省令第 25 条の 4 第 5 項第 2 号で定める犬走り及び出入口にスロープを設ける場合は、次によること。［H9.4.10　9 消導第 65 号の 2］

ア　スロープの最下部から最上部までの高さが 15cm 以上であること。

なお、スロープが明確でない場合にあっては、最上部からの高さの差が 15cm 以上となるところまでをスロープとみなすものとする。

イ　スロープは給油又は注油に支障のない位置に設けること。

ウ　スロープ上において給油又は注油を行わないこと。

(12)　自動車等の出入りする側

政令第 17 条第 1 項第 19 号に規定する「自動車等の出入りする側」とは、省令第 1 条第 1 号に規定する道路に接するとともに、給油を受けるため自動車等が出入りできる側をいうものであること。

この場合、省令第 1 条第 1 号の道路にあっては、次によること。(第 14-10 図)

ア　道路としての形態を有すること。＜H10.10.13　消防危第 90 号＞

イ　車道の幅員は 4m 以上であること。＜S51.11.16　消防危第 94 号＞

ウ　車道の外側の両端に排水のための側溝等を設けるなどの方法により、道路部分と他の敷地とを明確に区分すること。＊

エ　車道部分は、原則としてセメント・コンクリート舗装又はアスファルト・コンクリート舗装をすること。＊

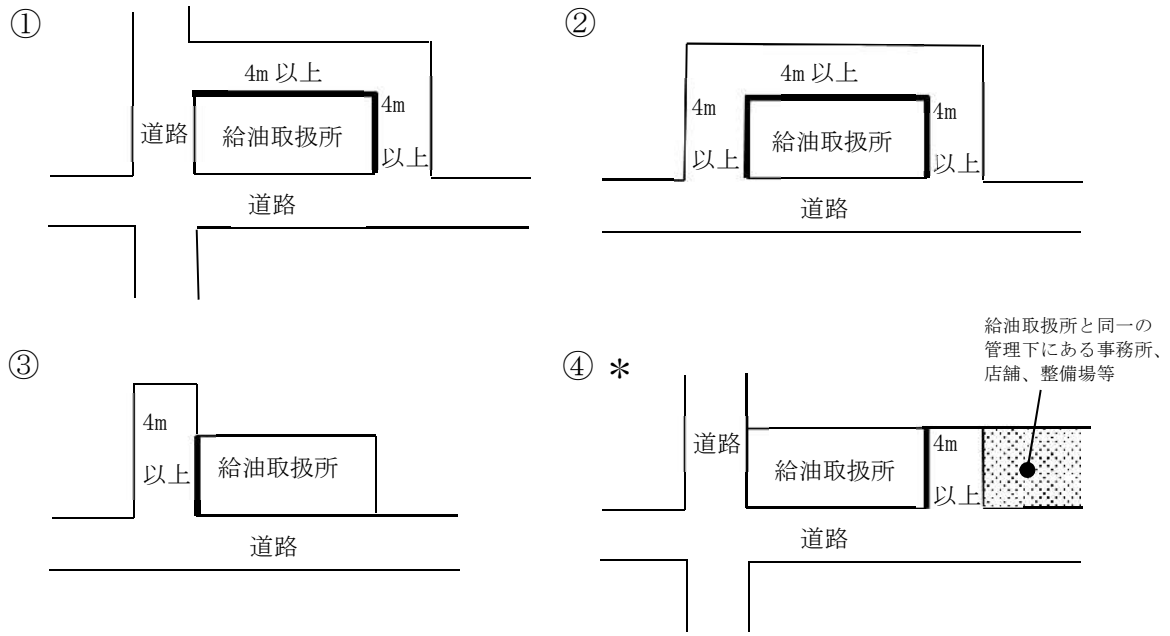

第 14-10 図　自動車の出入りする側の部分（ ▬▬ 部分）

(13)　塀又は壁

政令第 17 条第 1 項第 19 号に規定する「塀又は壁」は、次によること。

ア　塀は地震及び風圧に耐えることができる構造とすること。＊

イ　塀又は壁に人の出入り口を設ける場合は、次によること。**（特例）**

（ア）　出入り口の幅は、必要最小限であること。[S62.8.7　62 消導第 97 号の 2]

（イ）　出入り口には、自動閉鎖式の防火設備が設けてあること。＊

（ウ）　出入り口は、給油取扱所に隣接して給油取扱所の所有者、管理者、占有者、関係者の住居等がある場合に限り設けられるものであること。＊

ウ　塀の開口部に網入りガラスのはめごろし戸を設ける場合は、車両が出入りする際の視認性の向上のため、必要最小限の大きさとすること。＊

エ　外壁及び軒裏が耐火構造、準耐火構造又は防火構造ではない建築物（軒下の高さ 6m 以下）が給油取扱所に面している場合の防火塀の例は、第 14-11 図から第 14-13 図及び第 14-1 表から第 14-3 表のとおりとする。［H18.11.16　18 消導第 185 号］

なお、これらの例によりがたい場合は、平成 18 年 11 月 16 日付け 18 消導第 174 号通知別添第 1(5)及び同日付け 18 消導第 184 号通知の別添問 6 から問 8 によること。[計算ソフト：H18.11.21　指導課長通知]

（ア） 固定給油設備からの給油中の火災（ガソリン：毎分 40L 流出と想定）

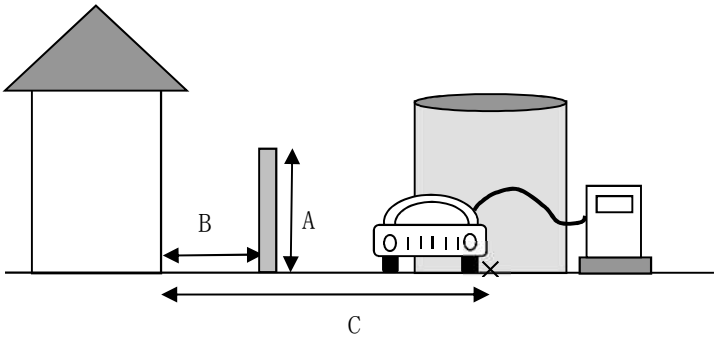

A：防火塀の高さ
B：防火塀と受熱面の距離
C：想定火炎の中心（給油口の直下）と受熱面の距離

＜想定火炎＞
直径 3.3m　高さ 4.9m
放射熱発散度 58kW/㎡
放射熱低減なし

第 14-11 図

第 14-1 表

防火塀の高さ	必要とされる離隔距離
A が 2m の場合	B が 2.4m 以上又は C が 4.8m 以上
A が 2.5m の場合	B が 2.2m 以上又は C が 4.8m 以上
A が 3m の場合	B が 1.9m 以上又は C が 4.7m 以上

（イ） 固定注油設備からの注入中の火災（灯油：毎分 40L 流出と想定）

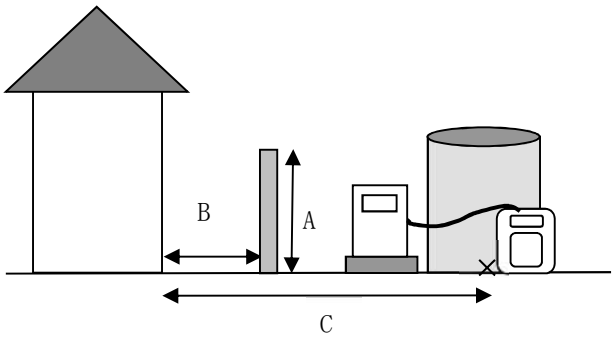

A：防火塀の高さ
B：防火塀と受熱面の距離
C：想定火炎の中心(容器等の位置)と受熱面の距離

＜想定火炎＞
直径 3.3m　高さ 5.0m
放射熱発散度 50kW/㎡
放射熱低減なし

第 14-12 図

第 14-2 表

防火塀の高さ	必要とされる離隔距離
A が 2m の場合	B が 2.2m 以上又は C が 4.4m 以上
A が 2.5m の場合	B が 2.0m 以上又は C が 4.4m 以上
A が 3m の場合	B が 1.7m 以上又は C が 4.3m 以上

（ウ） 専用タンクに注入中の火災（ガソリン：毎分 400L 流出と想定）

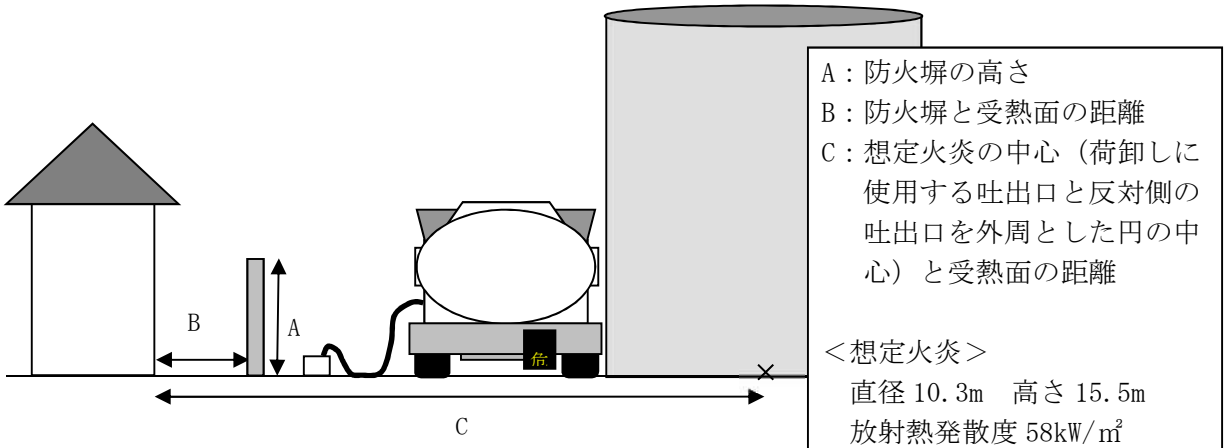

第 14-13 図

第 14-3 表

防火塀の高さ	必要とされる離隔距離
A が 2m の場合	B が 4.5m 以上又は C が 10.2m 以上
A が 2.5m の場合	B が 4.3m 以上又は C が 10.2m 以上
A が 3m の場合	B が 4.1m 以上又は C が 10.1m 以上

(14)　ポンプ室等

政令第 17 条第 1 項第 20 号に規定する「ポンプ室等」は、次によること。

ア　ポンプ室等には、油庫、整備室を含むものとする。[H1.3.15 元消導第 39 号の 2]

イ　ポンプ室等の換気及び可燃性蒸気の排出設備は、**別記 3**「換気・排出設備の基準」によること。＊

ウ　整備室については、次のいずれかの条件を満たすものは、可燃性蒸気の滞留するおそれのないものとして取り扱い、排出設備を設けないこととして差し支えないこととする。ただし、(ア)又は(イ)に該当する場合で、おおむね 20 ㎝以上の深さの穴、くぼみに該当する点検・整備用ピット等が存する場合を除く。＊

（ア）　2 面がシャッターで区画されており、点検・設備作業時は、当該シャッターを開放するもの。＊

（イ）　奥行きの寸法が間口の寸法以下であるもの。＊

（ウ）　引火点が 40℃以上の危険物のみを取り扱う場合［H1.5.30　元消導第 79 号の 2］

エ　整備室の排出設備等は、第 14-14 図の例により、設けること。＊

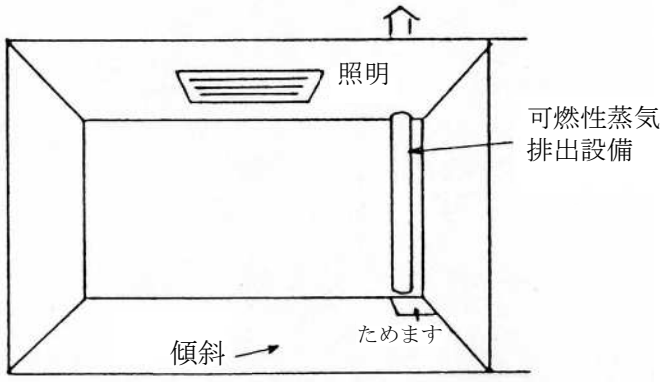

ためますから、油分離装置への排水管を接続することは可

第 14-14 図　整備室の排出設備

オ　油庫の出入口を販売室に隣接して設ける場合は、油庫の床面を販売室の床面より低くし、出入口は油庫の可燃性蒸気が販売室へ流出しない自動閉鎖式等の構造とした防火設備とすること。＊

(15)　電気設備

電気設備については、第 5(製造所の基準)・13 の例によるほか、危険場所の範囲及び種別については、次によること。

ア　地上式の固定給油設備（第 14-15 図）

（ア）　固定給油設備及びその周囲 0.6m 以内の範囲は、第二類危険箇所（旧 2 種場所相当、以下同じ）とする。

（イ）　固定給油設備を中心に半径 6m 以内・高さ 0.6m 以下の範囲は、第二類危険箇所とする。

①　非ベーパーバリアタイプ

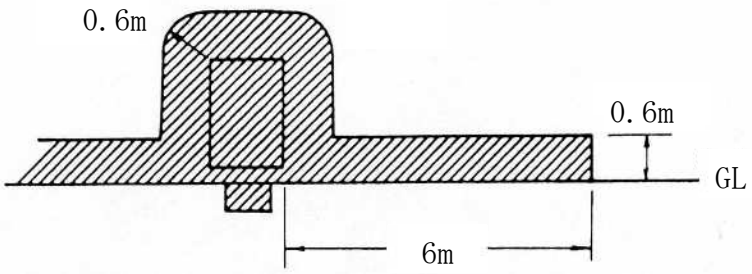

② ベーパーバリアタイプ

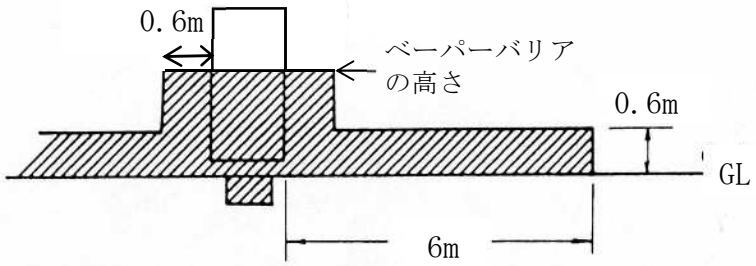

第 14-15 図　危険場所の範囲(地上式)

イ　懸垂式の固定給油設備（第 14-16 図）

（ア）　固定給油設備及びその周囲 0.6m 以内の水平投影部分の範囲は、第二類危険箇所とする。

（イ）　固定給油設備の水平投影部分を中心に半径 6m 以内、高さ 0.6m 以下の範囲は、第二類危険箇所とする。

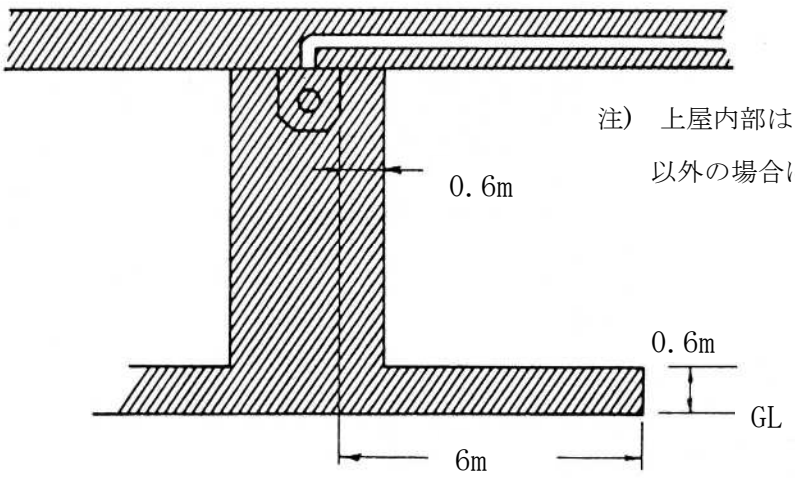

第 14-16 図　危険場所の範囲(懸垂式)

ウ　混合燃料油調合器

（ア）　混合燃料油調合器の周囲 0.6m 以内の範囲は、第二類危険箇所とする。

（イ）　混合燃料油調合器を中心に半径 1m 以内・高さ 0.6m 以下の範囲は、第二類危険箇所とする。

エ　注入口

注入口を中心に半径 3m 以内・高さ 0.6m 以下の範囲は、第二類危険箇所とする。

オ　通気管

通気管の先端を中心とした半径 1.5m 以内の範囲及びその直下の地盤面までの範囲は、第二類危険箇所とする。

カ　整備室

床面から高さ 0.6m 未満の範囲は、第二類危険箇所とする。

キ　ポンプ室内は、第二類危険箇所とする。

ク　油庫内は、第二類危険箇所とする。ただし、引火点 40℃以上の危険物のみを取り扱う場合を除く。

(16)　単独荷卸しに必要な安全対策設備

単独荷卸しに必要な安全対策設備の基準は、**別記 24**「単独荷卸しに必要な安全対策設備に係る運用基準」によること。＊

なお、個別の審査に際しては、危険物保安技術協会により評価された石油供給業者の構築する単独荷卸しに係る仕組みに基づいて審査すること。＊

(17)　附随設備等

政令第 17 条第 1 項第 22 号の規定による「附随設備等」は、次によること。

ア　洗車機

（ア）　門型洗車機の固定給油設備からの離隔距離は、可動範囲までの距離とする。［S62.5.1　62 消導第 65 号］

（イ）　洗車ピットを設ける場合は、第 14-17 図の例によること。

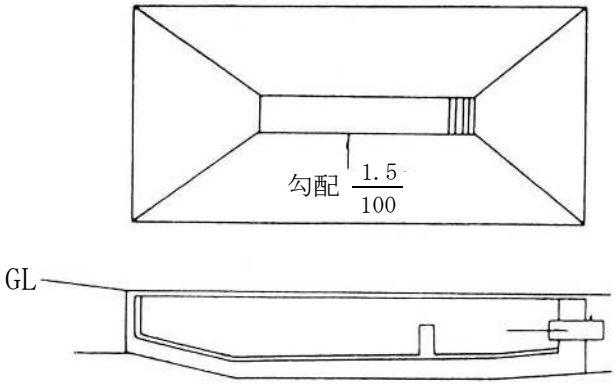

第 14-17 図　洗車ピットの設置例

（ウ）　洗車機は、原則として省令第 40 条の 3 の 4 に規定する部分が確保できるよう設けること。ただし、やむを得ない場合は、移動タンク貯蔵所から荷卸し中は洗車機を使用しない旨を洗車機の制御盤付近に表示すること。＊

（エ）　泡洗浄機及び箱型洗車機は、門型洗車機の基準の例により設置すること。＊

イ　オートリフト等

（ア）　オートリフト(油圧式・電動式等)、ピット、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイルバランサー等は、自動車の点検・整備を

行う設備として取り扱うこととする。[S62.5.1　62 消導第 65 号]

（イ）　油圧式オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等の危険物を取り扱う設備は、危険物のもれ、あふれ又は飛散を防止する構造とするとともに、次によること。[S62.5.1　62 消導第 65 号]

a　危険物を取り扱う設備のうち、危険物を収納する部分は、第 14-4 表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面下に設けること。

第 14-4 表

危険物を収納する部分の容量	板厚
40L 以下	1.0 ㎜以上
40 を超え 100L 以下	1.2 ㎜以上
100 を超え 250L 以下	1.6 ㎜以上
250L を超えるもの	2.0 ㎜以上

b　危険物を取り扱う設備は、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

c　ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置を講ずること。

ウ　尿素水溶液供給機[R6.3.25　5 消規第 251 号]

省令第 25 条の 5 第 2 項第 4 号によるほか、次によること。

（ア）　ディスペンサー型（電動ポンプにより払い出すタイプ）のものについては、内蔵されている電動ポンプ等の電気設備（防爆構造のものを除く。）を、可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所に設置すること。（第 14-18 図）

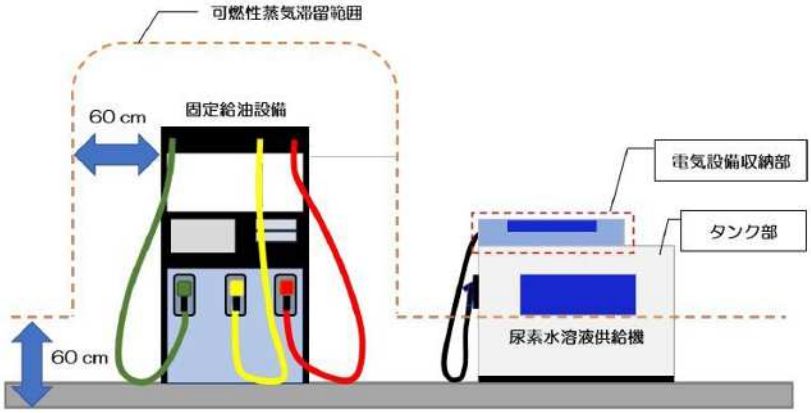

第 14-18 図　ディスペンサー型の設置例

（イ） プラスチック容器型（重力により払い出すタイプ）のものについては、隣接する固定給油設備等に対して衝突しないよう固定する措置を講じること。（第 14-19 図）

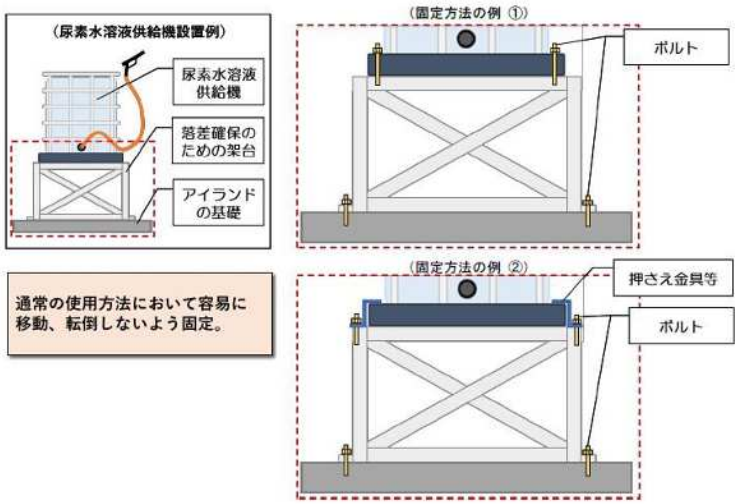

第 14-19 図　プラスチック容器型の設置例

エ　急速充電設備

省令第 25 条の 5 第 2 項第 5 号によるほか、**別記 27**「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準」により設置すること。

オ　省令第 25 条の 5 に規定する附随設備以外の設備

（ア） マット洗い機及び灰皿洗浄機は、給油に支障のない犬走り等に設置すること。＊

（イ） クイックサービス（蒸気洗浄機、洗車機、自動車等の点検・整備を行う設備、小型の測定器類等を用いることなく提供される自動車等に関する軽易な役務をいう。）は、自動車等の点検・整備又は洗浄には含まないこととする。［S62.5.1 62 消導第 65 号］

（ウ） 給油に支障がある設備とは、自動車等の転回が困難となり、自動車等の固定給油設備への衝突等を招来しかねないような設備をいうものであり、これに該当するかどうかの判断は専ら火災予防上の観点からのみ行われるものであること。

例えば、空地外の場所に設置するサインポール、看板等の設備は、原則として、給油に支障がないものとして取り扱うものとするほか、必要最小限の POS 用カードリーダー等の設備でその設置がやむを得ないと認められるものを空地内のアイランド上に設けることも差し支えないものであること。また、樹木、花壇等についても、給油に支障がないと認められる限り、設けて差し支えないものであること。［S62.5.1　62 消導第 65 号］

（エ） 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設ける設備の電気機器は、防爆構造とすること。[S62.5.1　62 消導第 65 号]

（オ） 厨房設備等の火気を使用する設備については、本市火災予防条例の関係部分の例によるものであること。[S62.5.1　62 消導第 65 号]

（カ） 非常用発電設備を設ける際の基準は、別記 28「給油取扱所に設置する非常用発電設備の設置基準」によること。

(18) 看板

給油取扱所に設ける看板及び照明器具の材質については、次によること。(第 14-20 図)

ア 防火塀及び防火塀際に設ける看板は、当該防火塀の構造に支障のないものとし、不燃材料とすること。＊

イ 前記ア以外に設ける看板は、難燃性を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものとすること。この場合、合成樹脂材料にあっては、JIS K 6911(熱硬化性プラスチック一般試験方法)5．24．1 の A 法による自消性等（自消性又は難燃性に限る。）を有するものとする。ただし、屋根上、サインポールに設ける看板にあっては一般アクリル樹脂材料を使用することができる。[S45.11.21　消防予第 231 号]

ウ ネオン看板は、屋根の上、上屋の上、又は防火塀際(下端が上屋より高いものに限る。)等の独立看板に限り設けることができるものとし、その材質は不燃材料とすること。なお、上屋の幕板部分(上屋の屋根面の延長線より上部の位置に限る。)に設置するネオン看板にあっては、次のものとすること。(第 14-21 図) ＊

（ア） 2 次側電圧が 15,000V 以下のトランスを使用したもの。＊

（イ） 2 次側でネオン管内以外の場所に放電した場合に、自動的に遮断する機能を有するもの。＊

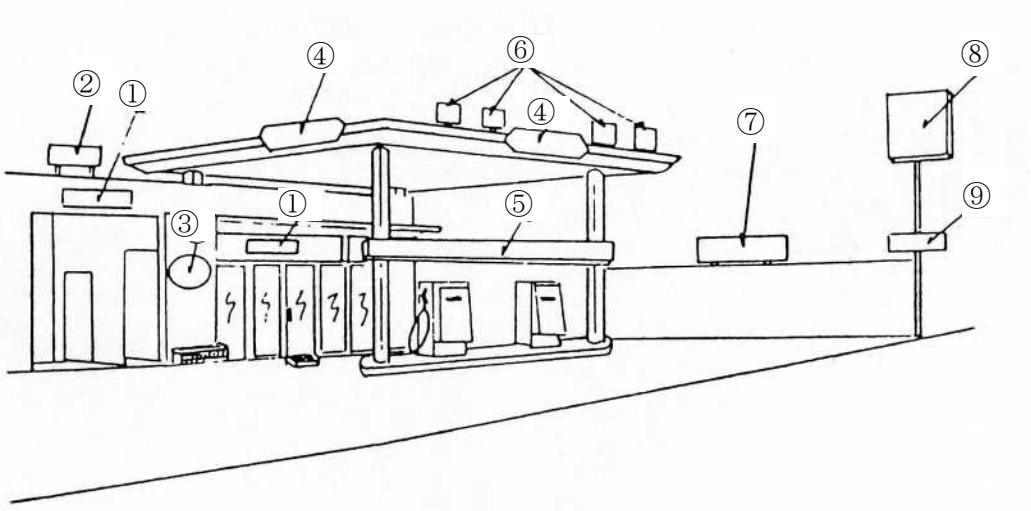

注）1　①・③・④・⑤は、難燃性を有する看板
2　②・⑥・⑧は、ネオン看板とすることができる看板
3　②・⑥・⑧・⑨は、難燃性以外の材料(アクリル樹脂板等)を使用できる看板(透光性部分に限る)
4　⑦は、不燃材料の看板

第 14-20 図　看板の例

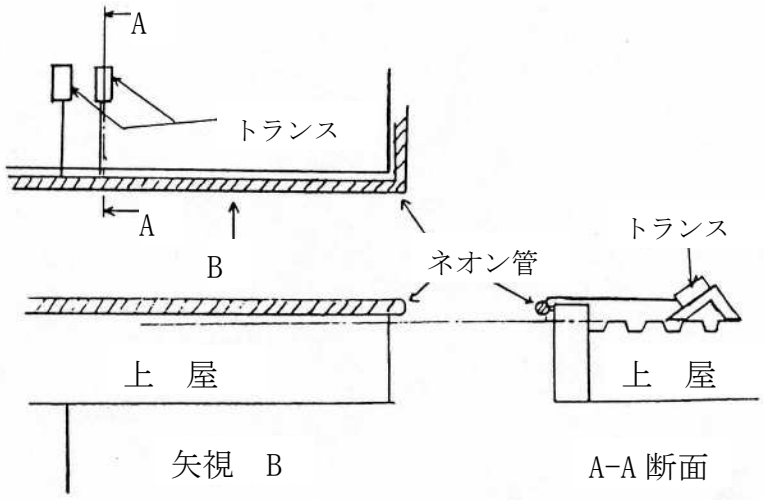

第 14-21 図　上屋の幕板部分に設置するネオン看板の例

(19)　駐車

政令第 27 条第 6 項第 1 号チの規定による「駐車」とは自動車等が停車し、かつ、当該自動車等の運転をする者が給油取扱所の敷地外にいて直ちに運転することができない状態にあることをいう。駐車スペースは給油のための一時的な停車を除き、次によること。[S62.5.1 62 消導第 65 号] ＊

ア　駐車スペースは、専用タンクの注入口から 3m、専用タンクの通気管から 1.5m 及び固定給油設備から 6m の部分以外とすること。

イ　駐車スペースは、白線等で明確に表示しておくこと。

(20)　危険物取扱者の氏名

危険物取扱者の氏名を、第 14-22 図の例により販売室内の見やすい位置に掲示すること。＊

危　険　物　取　扱　者		
在・不在	保安監督者 又は代行者	氏　　名 (免状種別№)
	危　険　物 保安監督者	(　　)
	代　行　者	(　　)
	危　険　物 取　扱　者	(　　)
		(　　)

第 14-22 図　危険物取扱者の氏名の掲示例